



事 務 連 絡

平成 22 年 8 月 6 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

環境省総合環境政策局環境保健部企画課

石綿健康被害対策室

独立行政法人 環境再生保全機構

石綿健康被害救済部

「平成 22 年中国地方豪雨」による被災者の「石綿による健康被害の
救済に関する法律」に係る公費負担医療の請求等の取扱いについて

標記公費負担医療の取扱いについては、既に連絡したところでありますが、今般、医療費の請求等の事務について、別添のとおり広島県及び山口県に連絡したところである
のでご承知の上、関係者へ周知方お願いします。



事 務 連 絡

平成 22 年 8 月 6 日

広島県

衛生主管部（局）御中

山口県

環境省総合環境政策局環境保健部企画課

石綿健康被害対策室

独立行政法人 環境再生保全機構

石綿健康被害救済部

「平成 22 年 7 月中国地方豪雨」による被災者の「石綿による健康被害
の救済に関する法律」に係る公費負担医療の請求等の取扱いについて

標記公費負担医療の取扱いについては、既に連絡したところでありますが、今般、
医療費の請求等の事務について、下記のとおり取扱うこととするので、貴管下関係
機関への周知方をよろしくお願いします。

なお、診療報酬の請求等の事務については、同日付で、厚生労働省保険局医療課
より、事務連絡が別途発出されていることを申し添えます。

記

医療機関等は、石綿健康被害医療手帳の対象者であるとの申し出により、同手帳
の提示を受けずに取扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（認
定疾病にかかる医療「6 6 1 4 1 0 1 1」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所
を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合において
は住所を記載する必要がないこと。

環境省・機構より協力を依頼した団体

(社) 日本医師会

(社) 日本薬剤師会

(社) 日本病院会

(社) 全日本病院協会

(社) 日本医療法人協会

社会保険診療報酬支払基金

(社) 国民健康保険中央会